

## 第4章 市街化調整区域の整備・保全に関する 地域別構想

## 4-1. 基本的な考え方

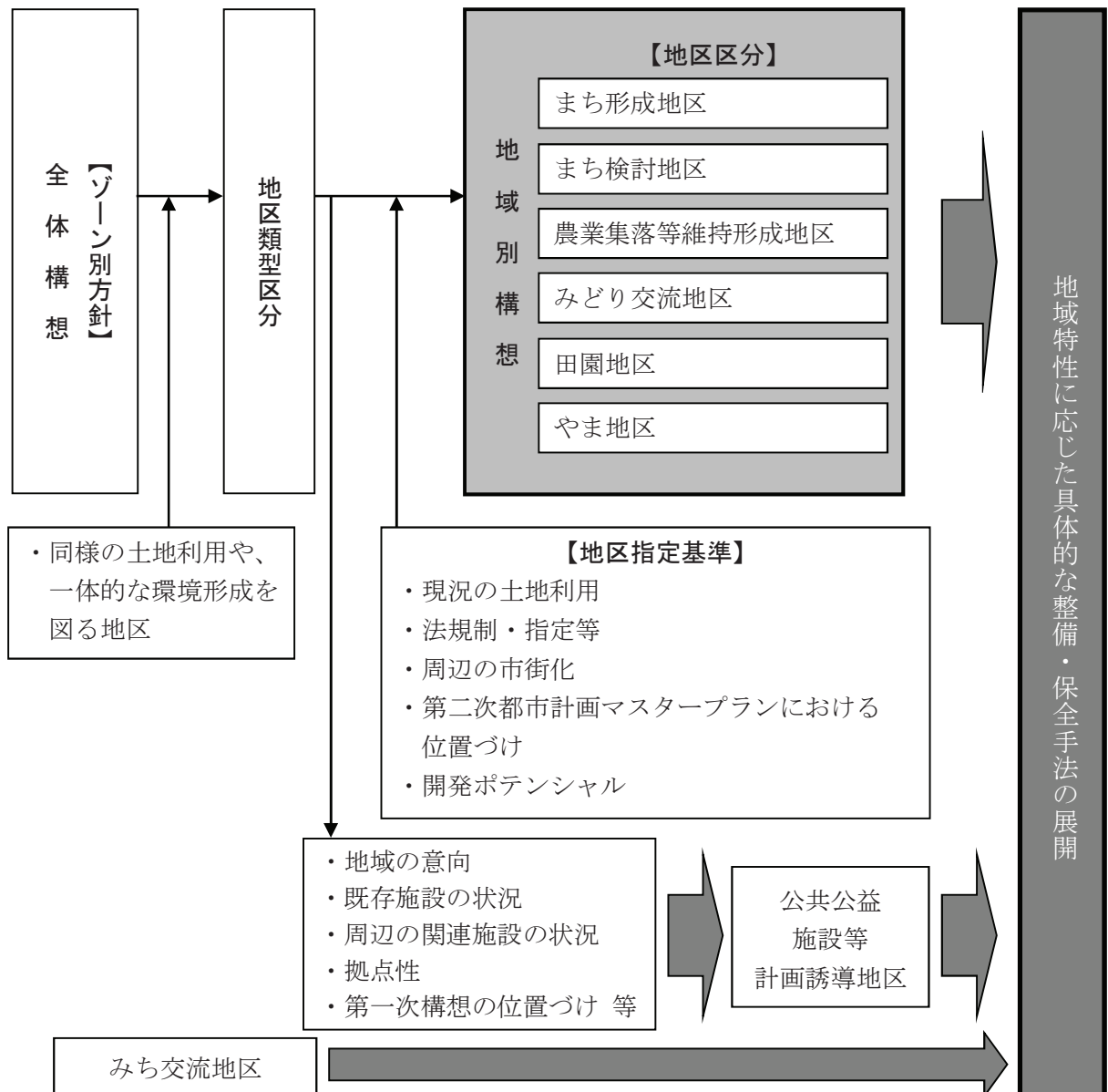
地域別構想においては、全体構想で定めた基本的なゾーン区分に基づき、地域の特性・課題等を反映した、より具体的な土地利用のあり方を定めます。

地域別構想の策定にあたっては、下図のとおり、各地域について同様の土地利用や、一体的な環境を形成する区域毎に地区類型化を行います。

また、基本的な土地利用のあり方は、地区類型毎にその立地特性や上位計画等を踏まえた地区区分に基づくものとし、そのうえで地域特性に応じた具体的な整備・保全方策等の展開を図ることとします。

地区区分の設定基準は、次頁フロー図で示すものとします。

### ■ 地域別構想の枠組み



※沿道サービス指定路線（都市計画法 34 条第 9 号）及び四車線以上の国道、県道等の沿道指定区域（都市計画法 34 条第 14 号）

■地区区分の設定基準

※ 以下の考え方を総合的に勘案して地区区分を定めます。

